

実現しよう！最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を！

2010年最低賃金闘争ニュース

no. 1

大阪労連：大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421

2010年9月8日

団体234筆、個人135筆の異議申し出書を提出



9月1日(水)の夕方、大阪労働局賃金課に異議申し出行動を行いました。8単産、3地域から異議申し出書を団体、個人、計369筆提出しました。異議申し出書提出行動には、郵政労働者ユニオン、近畿地方本部の書記長も参加をしてくれ「郵政労働者の6割が非正規労働者で、又、6割が年収200万円以下。非正規の時間給は最賃と連動している。賃金の底上げで内需拡大をはかる為、一緒にできることはやってゆきたい」と語り、一緒に提出しました。

「同じ資格を持ち、全国で診療報酬が同じでも看護師時給は地方1200円、大阪1600円と違う。働く意欲があって働いている。最賃の引き上げは労働生産性を引き上げる。全国一律最低賃金制度の確立が必要」「保育所では非正規で働く母親が多い。虐待と貧困は正比例している。とても17円の引き上げでは生活が困難。子どもの虐待をなくす為にも生活できる最賃を」「自治体の非正規は女性が大半。低い賃金に『自分たちの価値はそれだけしかないのか』と意欲をなくさせている。男女差別を解消するためにも、せめて1000円以上に」と次々に異議申し出書を提出しました。締め切り日の3日までにファックスや労働局へ持参した異議申し出書も66筆ありました。

8月後半に2000筆を超す署名を送っていただき、異議申し出締め切り日にその署名を提出しました。労働局は受け取りましたが、要請署名なので審議会総会には提出されず、活用されていません。署名に協力していただいた方々の思いを審議会に伝えるには、提出期日を守っていただくことが大切です。

第291回審議会総会で異議申し出を審議 17円引上げて779円とする再答申(10月15日発効予定)

9月6日(月)の10時から、第291回大阪地方最低賃金審議会総会が非公開で(以下、大阪労働局談)開催され、使用者委員1名、労働者委員1名が欠席でした。異議申し出書は個人・団体で合計436筆提出され、使用者側からも社団法人大阪タクシー協会が異議申し出を行っています。

異議申し出書を受けて、大阪労働局長が審議会に諮問を行い審議が行われましたが、公益・労働・使用者委員とも、そろって「8月19日の審議内容を尊重する」ことで一致し、審議会は「8月19日の答申どおり」という再答申を行いました。

大阪府最低賃金は大阪労働局長が決定しますが、すでに9月15日の官報公示に向けて事務手続きは順調に進んでいるとのことで、時間給779円の大阪府最低賃金は10月15日発効予定となります。